

「西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する
条例制定の件について（諮問）」に対する意見決定の件

令和2年11月27日付西議発第66号で諮問がありました西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定の件に対する提示すべき意見について、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定により令和2年12月2日に教育長の臨時代理により別紙のように決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和2年12月9日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

西教委教総発第52号
令和2年12月2日
(2020年)

西宮市議会議長 澁谷 祐介 様

西宮市教育委員会



西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定
の件について(回答)

(対令2.11.27日付西議発第66号)

このことについて、意見聴取のありました次の条例制定議案に、異議はございません。

記

議案名 議案第247号 西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を
改正する条例制定の件



西議発第66号
令和2年11月27日
(2020年)

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎 様

西宮市議会議長 渡谷 祐介



西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例
制定の件について（諮問）

第10回（令和2年12月）定例会に提出された下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2項の規定に基づき、貴委員会に諮問します。

記

- 1 議案名 議案第247号 西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 2 提出期限 令和2年12月7日（月）正午

以上